



大阪府危険物取扱者試験  
5月28日 近畿大学で  
乙種第4類を実施

大阪府では昭和47年度第1回目の取扱者試験を5月28日(日)近畿大学で、乙種第4類について実施する。

- |         |                  |
|---------|------------------|
| 1. 試験種類 | 乙種第4類            |
| 2. 試験日時 | 5月28日(日)         |
|         | 午前の部 10時～12時     |
|         | 午後の部 1時30分～3時30分 |
| 3. 試験場  | 近畿大学             |
| 4. 願書受付 | 5月17日と18日        |
|         | 毎日 9時30分～16時30分  |
| 5. 受付場所 | 大阪府職員会館4階        |

なお、大阪府の本年度試験計画は  
以下の通りです。

と予定されている。

#### 願書記載及び添付書類等の注意事項

- ① 実務経歴証明書は社長・工場長等に証明をしてもらいその職印を押すこと。
  - ② 6ヶ月以上の実務経歴とは次のような内容で在学中に科目履修のため実施した実験、演習は含まない。
    - (イ) 危険物製造所等 又は その他の事業所で 危険物の製造、貯蔵及び取扱等、実地に危険物を取扱う業務に従事すること。
    - (ロ) 危険物を移送し、運搬し、又はこれらの目的のために

第 220 号

発行所 大阪府危険物品協会連合会  
発行人 田 宮 呉 策  
大阪市西区西長堀北通1丁目  
四つ橋ビル8階  
TEL (531) 9717.5910  
定価 1部 20円

## 受驗準備講習

大阪府危険物品協会では恒例の受験準備講習を次の日程で実施する。

| 期別        | 講習日                   | 会場                 |
|-----------|-----------------------|--------------------|
| 1期        | 5月13日(土)と<br>5月20日(土) | 大阪府商工会館            |
| 2期        | 5月16日(火)と<br>5月23日(火) | 大阪府中小企業文化会館        |
| 3期        | 5月16日(火)と<br>5月18日(木) | 大阪府青少年会館 小ホール      |
| 4期        | 5月17日(水)と<br>5月19日(金) | //                 |
| 5期        | 5月17日(水)と<br>5月24日(水) | 堺労働セツツルメント         |
| 6期        | 5月18日(木)と<br>5月22日(月) | 茨木市商工会館<br>(商工会議所) |
| 7期<br>(夜) | 5月16日、17日、18日<br>19日  | 大阪府青少年会館 小ホール      |

| (受付場所)              | (期日)               |
|---------------------|--------------------|
| 堺市危険物協会             | 5月9日(火)            |
| 大阪府危険物品協会連合会<br>事務局 | 5月11日(木)<br>12日(金) |

危険物を専門に取扱うこと。

(イ) 実験、研究、試験、測定又は検査等のために危険物を取扱うこと。

③ 写真3枚、 $3 \times 4$ センチ、無背景の上三分身像で、鮮明が同一写真

④ 手数料、大阪府証紙 1,000円

## 参考資料

## 乙種取扱者模擬問題

## 第4類法令

問題1 次の記述のうち、正しいものはどれか。

- (1) 危険物は、第1石油類から第4石油類まで分類されている。
- (2) 危険物は、危険性の高い順に第1類から第6類まで分類されている。
- (3) 常温で液状のものが甲種危険物で、固体のものが乙種危険物である。
- (4) 第1石油類は甲種危険物で、屋外貯蔵所に貯蔵することはできない。
- (5) 甲種危険物取扱者の取扱うことのできるものが甲種危険物で、それ以外のものが乙種危険物である。

問題2 甲種危険物、乙種危険物に関する記述について、次のうち正しいものはどれか。

- (1) 甲種危険物、乙種危険物とは、それぞれ危険物の規制に関する政令によって定められているものである。
- (2) 甲種危険物取扱者免状の交付を受けている者のみが取扱うことができる危険物が甲種危険物で、それ以外のものは乙種危険物である。
- (3) 指定数量が500リットル以上のものが甲種危険物で、それ以外のものは乙種危険物である。
- (4) 摄氏20度で液体のものが甲種危険物で、それ以外のものは乙種危険物である。
- (5) 指定数量以上のものが甲種危険物で、指定数量未満のものは乙種危険物である。

問題3 石油類に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- (1) 灯油、軽油及び重油は、第2石油類である。
- (2) 石油類は、引火点の高いものほど指定数量が小さい。
- (3) 第4石油類とは、引火点が200°C以上の石油類をいう。
- (4) 石油類は、すべて甲種危険物である。
- (5) 第1石油類の引火点は21°C以上である。

問題4 手続に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 製造所等において、貯蔵し、または取扱う危険物の

種類または数量のみを変更しようとするときは、10日前までに市町村長等に届け出ること。

- (2) 製造所等の位置、構造または設備を変更したときは、遅滞なく、その旨を市町村長等に届け出ること。
- (3) 製造所等の譲受または引渡を受けたときは、遅滞なく、その旨を市町村長等に届け出ること。
- (4) 許可を受けた製造所等が完成したときは、市町村長等が行なう完成検査を受けること。
- (5) 指定数量以上の危険物を、10日以内の期間、仮に取扱う場合は、消防長または消防署長の承認を受けること。

問題5 消防関係法令の規定「指定数量」という言葉がしばしば使われているが、この言葉の説明として次のうち正しいものはどれか。

- (1) 製造所、貯蔵所または取扱所において1日24時間以内に取扱う危険物の最大数量をいう。
- (2) 知事または市町村長が製造所、貯蔵所または取扱所ごとに許可した危険物の貯蔵、取扱の最大数量をいう。
- (3) 消防法の別表で危険物の品名ごとに定められている数量をいう。
- (4) 防火地域または準防火地域に指定された区域において取扱うことができる危険物の最大数量をいう。
- (5) 製造所、貯蔵所または取扱所に設ける消火設備の最低数量をいう。

問題6 200ℓ入りドラムの灯油40本と、200ℓ入りドラムの重油200本を貯蔵倉庫に貯蔵している場合、ガソリンをあと何ℓ貯蔵すると指定数量の150倍になるか、次のうち正しいものを選べ。

- (1) 13,200ℓ
- (2) 12,600ℓ
- (3) 11,400ℓ
- (4) 6,200ℓ
- (5) 3,000ℓ

問題7 A・B及びCはいずれも石油類である。これら下表の数量ずつ貯蔵するとすれば指定数量の何倍を貯蔵することになるか。次のうち正しいものを選べ。

| (石油類の品名) | A      | B      | C      |
|----------|--------|--------|--------|
| (引火点)    | -3°C   | 37°C   | 65°C   |
| (貯蔵量)    | 1,000ℓ | 2,000ℓ | 3,000ℓ |

- (1) 8.5倍
- (2) 13.5倍
- (3) 15.5倍
- (4) 20倍
- (5) 24.5倍

# 危険物新聞

第220号

(第3種郵便物認可)

昭和47年4月25日 (3)

問題8 次の記述のうち、数字が誤っているものはどれか。

- (1) 第1種販売取扱所とは指定数量の5倍以下の危険物を取扱う店舗をいう。
- (2) 危険物は指定数量の10倍が消防設備の1所要単位である。
- (3) 屋内貯蔵タンクの容量は、指定数量の30倍以下であること。
- (4) 一般取扱所は敷地外の住居から10メートル以上の保安距離をとること。
- (5) 仮貯蔵のできる日数は10日以内である。

問題9 危険物の規制に関する記述で、次のうち誤っているのはどれか。

- (1) 指定数量未満の危険物でも、その貯蔵取扱いの方法について消防職員より指示されることがある。
- (2) 指定数量以上の危険物を10日以内に限り仮に貯蔵する場合でも、消防長または消防署長の承認を必要とする。
- (3) 指定数量以上の危険物を航空機や鉄道で運搬するときは出発地の消防署長の承認を必要としない。
- (4) 指定数量以上の危険物を車両で運搬するときは、消火器や標識が必要である。
- (5) 製造所等では、指定数量未満の危険物は誰れでも取扱うことができる。

問題10 取扱者免状について次のうち正しいものはどれか。

- (1) 危険物製造所等を設置する事業所を退職したときは免状を返納しなければならない。
- (2) 免状を亡失し再交付を受けた者は亡失した免状を発見した場合は、遅滞なく焼却すること。
- (3) 本籍地を変更した時は、居住地又は勤務地を管轄する都道府県知事に書換申請しなければならない。
- (4) 一たん免状の交付を受けると、いかなる理由があつても返納を命ぜられることはない。
- (5) 免状を紛失した場合は再交付をうけることはできない。

問題11 製造所等の所有者、管理者又は占有者が遵守しなければならない事項として、次のうち誤っているものはどれか。

- (1) 製造所等が完成したときは、市町村長等が行なう完成検査をうけること。
- (2) 製造所等を設置しようとするときは、市町村長等の許可をうけること。
- (3) 危険物保安監督者を定めたときは、遅滞なく市町村長等に届出ること。
- (4) 製造所等の譲渡又は引渡をうけたときは、遅滞なく

市町村長等に届出すること。

- (5) 製造所等の位置、構造、設備を変更したときはすみやかに市町村長等の許可をうけること。

問題12 保安監督者について次のうち、正しいものはどれか。

- (1) 保安監督者とは、防火管理者および危険物施設保安員として市町村長等に届出されたものをいう。
- (2) 保安監督者とは、甲種、乙種または丙種危険物取扱者免状の交付を受けているものが、管理者等から選任され、その旨を市町村長等に届出されたものをいう。
- (3) 保安監督者とは、甲種危険物取扱者免状の交付を受けているものが市町村長等から推薦されたものをいう。
- (4) 保安監督者とは、甲種または乙種危険物取扱者免状の交付を受けているものが、管理者等から選任され、その旨を市町村長等に届出されたものをいう。
- (5) 保安監督者とは、甲種、乙種または丙種危険物取扱者免状の交付を受けており、かつ、危険物の取扱いの経験が10年以上のものをいう。

問題13 危険物の製造所等のうち、住居（製造所等の存する敷地と同一の敷地内に存するものを除く）学校・病院・劇場等から一定の距離（保安距離）を保有しなければならないものは、次のうちどれか。

- (1) 第1種販売取扱所
- (2) 屋内タンク貯蔵所
- (3) 第2種販売取扱所
- (4) 屋外タンク貯蔵所
- (5) 簡易タンク貯蔵所

問題14 灯油5,000ℓの貯蔵、取扱いについて次のうち誤っているのはどれか。

- (1) 1つの簡易タンク貯蔵所に貯蔵することができる。
- (2) 屋外貯蔵所に貯蔵することができる。
- (3) 屋内タンク貯蔵所に貯蔵することができる。
- (4) 所轄消防長又は消防署長の承認をうけると、10日以内であれば仮に貯蔵することができる。
- (5) 地下タンク貯蔵所に貯蔵することができる。

問題15 製造所等の位置、構造、設備について次のうち正しいものはどれか。

- (1) 屋内タンク貯蔵所のしきいは15cm以上の高さとすること。
- (2) 1つの簡易タンク貯蔵所には、品質の異なる危険物を貯蔵する場合には簡易貯蔵タンクを3コまで設置することができる。
- (3) 販売取扱所の店舗は建築物の1階か2階に設けること。
- (4) 一般取扱所の建築物が耐火構造の場合は、その周囲

には空地を保有しなくてもよい。

- (5) 工業地域に設ける給油取扱所は地下タンクを設けないことができる。

問題16 給油取扱所についての記述で、正しいものはどれか。

- (1) 地下専用タンクの容量は指定数量の100倍以下とすること。
- (2) 預防規程を作成し、施設保安員を定めること。
- (3) 危険物保安監督者を選任すること。
- (4) 第4種と第5種の消火設備を設置すること。
- (5) 地下専用タンクに注油中はそのタンクに接続する給油設備の使用は注意して行なうこと。

問題17 平家建の屋内タンク貯蔵所における危険物の貯蔵最大数量として、危険物の規制に関する政令第12条に示す基準に適合しているものは、次のうちどれか。

- (1) 第1石油類は、10,000リットル以下である。
- (2) 第2石油類は、20,000リットル以下である。
- (3) 第3石油類は、30,000リットル以下である。
- (4) 動植物油類は、40,000リットル以下である。
- (5) 第4石油類は、50,000リットル以下である。

問題18 給油取扱所の基準として、次のうち誤っているものはどれか。

- (1) 給油取扱所の固定給油設備は、道路境界線から4メートル以上、敷地境界線および建築物の壁から2メートル以上の間隔を保つこと。ただし、給油取扱所の建築物の開口部のない壁からの間隔は、1メートルとすることができる。
- (2) 給油取扱所には、事務所その他取扱所の業務を行うについて必要な建築物以外の建築物を設けてはならない。
- (3) 給油取扱所には、給油のため固定給油設備に接続する容量20,000リットル以下の専用タンクを地盤面下に埋設して設ける場合を除き、危険物を取扱うタンクを設けてはならない。
- (4) 給油取扱所の周囲には、自動車等の出入する側を除き、高さ2メートル以上の耐火構造の、または不燃材料で造ったへいまたは壁を設けること。
- (5) 給油取扱所は間口10メートル以上、奥行6メートル以上の空地を保有しなければならない。

問題19 次に掲げる消火設備のうち、第4種消火設備はどれか。

- (1) 屋内消火栓
- (2) 消火粉末を放射する固定式消火設備
- (3) 水を放射する大型消火器
- (4) 泡を放射する固定式消火設備
- (5) 水幕消火設備

問題20 ガソリン8,000ℓと灯油6,000ℓを貯蔵する屋内貯蔵所に設置する消火設備として、政令の基準に適合しているものは次のうちどれか。

- (1) 能力単位が2単位の泡消火器5ヶ
- (2) 能力単位が2単位の粉末消火器7ヶ
- (3) 能力単位が8単位の粉末消火器1本と3単位の泡消火器2ヶ
- (4) 容量200ℓ泡大型消火器1台と能力単位が4単位の泡消火器1ヶ
- (5) 容量100ℓの水槽と容量10ℓの泡消火器2ヶ

問題21 次に掲げる貯蔵所及び取扱所のうち、小型消火器のみを設ければよいものはいくつか。

|          |          |
|----------|----------|
| 屋外タンク貯蔵所 | 移動タンク貯蔵所 |
| 給油取扱所    | 地下タンク貯蔵所 |
| 屋内タンク貯蔵所 | 一般取扱所    |

- (1) 1つ
- (2) 2つ
- (3) 3つ
- (4) 4つ
- (5) 5つ

問題22 危険物の貯蔵、取扱いに関する次の記述のうち誤っているものはどれか。

- (1) 屋外貯蔵所には許可をうけた数量以上の危険物を貯蔵しないこと。
- (2) 屋内貯蔵所では類の別を異にする危険物は同一の室内に貯蔵しないこと。
- (3) 屋外タンク貯蔵所の防油堤に雨水が滞ったときは、遅滞なくこれを排出すること。
- (4) ガソリンやベンゾールを移動タンク貯蔵所に注入するときは、移動タンクを接地すること。
- (5) 危険物を廃棄する場合は、埋没するか、水中に投棄すること。

問題23 危険物を車両で運搬する場合の基準について誤っているものはどれか。

- (1) 第4類でもエーテル、二硫化炭素、コロジオンを運搬するときは、遮光性被覆でおおうこと。
- (2) 第4類危険物は1類を除く他のすべての類の危険物と混載することは認められている。
- (3) 第4類の運搬容器には、危険物の品名、化学名、数量および注水注意を表示すること。
- (4) 第3類危険物を運搬するときは防水性被覆でおおうこと。
- (5) 運搬容器は収納口を上方に向けて積載すること。

(解答は5頁)

## 約50%が不良車両

〈危険物運搬車両等の一斉取締結果〉

春の全国火災予防運動の一環行事として大阪府危険物災害対策連絡協議会では、3月1日午前9時から正午まで府下5か所の街頭で、危険物運搬車両の一斉取締を行なった。

大阪市消防局では、職員140名を動員し、警察官60名の応援を得て協議会による取締に先がけて油槽所の業務が開始される午前8時30分より正午まで、此花・大正をはじめ市内各消防署管内ごとにそれぞれ街頭において取締を行なった。

危険物関係法令が改正されて第2回目の取締であるが、今回から検査項目も法令規制通りの内容とし厳重な取締を行なった。

大阪市内における当日の検査台数728台（移動タンク545台）のうち違反台数98台、指導台数267台となっており、約50%が不良台数となっている。これら不良車両の違反内容は別表のとおりであるが、法令施行日の関係もあって、違反内容を違反と指導とに区分し、違反については法令違反として行政措置をし、指導項目については一応参考として調査するにとどめた。

危険物移動タンク貯蔵所では、危険物の漏えい（自動車燃料タンクからのものを含む）、標識の不備、底弁閉鎖装置の不備などが目立って多かった。

危険物の漏えいについては最も危険な違反で放置すれば、火災事故につながるもので、違反車両に対しては運行を中止し改修させるなどの措置をとった。車両を運行する前に各部について充分点検整備を行うなど、平素から保安管理に留意しなければならない。

参考事項として調査した危険物取扱者の同乗の有無につ



いては、194台が免状なしで運行しており、本年10月1日からの実施について注目される。

一般車両についての違反は、その殆んどが消火器、標識がなかったもので法令の無知によるものもあるうが、法令遵守の心構えが欠けているものと思われる。

表1

| 種 别  | 移動タンク | 一般車両 | 計   |
|------|-------|------|-----|
| 検査台数 | 545   | 183  | 728 |
| 良好台数 | 232   | 131  | 363 |
| 違反台数 | 47    | 51   | 98  |
| 指導台数 | 266   | 1    | 267 |

表2

| 移動タンク   |      | 一般車両    |      |
|---------|------|---------|------|
| 検査項目    | 違反件数 | 検査項目    | 違反件数 |
| 「危」標識   | 12   | 「危」標識   | 30   |
| 品名等掲示   | 5    | 消防設備適応  | 8    |
| 適応      | 5    | 消防設備必要数 | 28   |
| 必要数     | 9    | 容器      | 1    |
| 底弁      | 6    | 積載方法    | 2    |
| 危険物漏えい等 | 17   | 危険物漏えい等 | 1    |
| 計       | 54   | 計       | 70   |

表3

| 移動タンク(指導) |      | 一般車両(指導) |      |
|-----------|------|----------|------|
| 検査項目      | 指導件数 | 検査項目     | 指導件数 |
| 許可品目外積載   | 27   | 容器の包装    | 1    |
| 同乗        | 194  | 容器の表示    | 3    |
| 取扱者       | 59   | 消防設備の管理  | 4    |
| 免状携帯      | 59   | 計        | 8    |
| 完成検査済証    | 61   |          |      |
| 安全装置      | 1    |          |      |
| 防護枠・側面枠   | 3    |          |      |
| 接地導線      | 17   |          |      |
| 給油ホース金具   | 1    |          |      |
| レバー表示     | 62   |          |      |
| 消防設備の管理   | 25   |          |      |
| その他       | 1    |          |      |
| 計         | 451  |          |      |

### 〔模擬問題の解答〕

- 1→(4) 2→(1) 3→(3)  
 4→(2) 5→(3) 6→(3)  
 7→(4) 8→(3) 9→(5)  
 10→(3) 11→(5) 12→(4)  
 13→(4) 14→(1) 15→(2)  
 16→(3) 17→(2) 18→(3)  
 19→(3) 20→(4) 21→(3)  
 22→(5) 23→(3)

## ノンスペSSで ガソリン噴出引火

さる3月18日、12時6分ごろ、大阪市生野区のF給油取扱所で、ノンスペース型計量機の給油ポンプからガソリンが流れ出し、自動車のエンジンの火で引火して燃焼した。このためポンプ室、充電機、オイルチェンジャーおよび整備中の自動車の一部をこがして、約12万円の損害。

この日、サブマネージャーのTさんは、洗車に来た客から、ウインドウォッシャー液の噴射状態が悪いので整備して欲しいとのまれ、洗車を終わったこの自動車をリフト室の方へ移動させた。簡単な整備でリフトは必要ないので、リフト室の脇にあるポンプ室の前に車を止め、エンジンを切って、作業を始めた。整備が終わって、ウォッシャー液の出ぐいをみるためエンジンを始動した瞬間、自動車のすぐ下の床面一帯が燃えあがり、閉じてあったポンプ室のシャッター付近が炎に包まれた。自動車は直ちに安全な場所へ移動させたため、車の燃料タンクへの延焼は免がれた。

出火の原因となったガソリンは、ノンスペース型計量機のポンプに取り付けてある流量計のフランジ部分から噴出したもので、鎮火直後ポンプ室に入って見たところ、パッキンがフランジから僅かにはみ出しており、この部分からガソリンが4.5cmの高さにふき出していた。この流量計は1ヵ月前に取りかえたばかりで、事故のあとで分解して調べたところ、パッキンの厚みは不均等で、4本あるボルトがうまく締められておらず、片締めになっていたことがわかった。また、フランジからはみ出していた部分は伸びて、亀裂がはいていた。ポンプを運転している間は常時2kg/cm<sup>2</sup>程度に加圧されているため、この部分から勢よく噴出

したものである。

ポンプ室は5m<sup>2</sup>ほどの専用の耐火構造で、出入口に敷居はなく、床は給油所の床面よりも高くなっている。また、この部分には排水溝もなく、このため、ふき出したガソリンがポンプ室から流れ出たものである。

流量計は、前日の終業時にTさんが販売量をチェックする際に確認しており、その時は異状はなかった。その後、当日の火災発生までの間は、ポンプ室内は点検しておらず、ガソリンが流出していることには気がつかなかったらしい。

## 保温材にしみ込んだ油が自然発火

2月16日午後8時3分ごろ、大阪市城東区A化学の危険物製造所で、漏れた油が高温の機器に触れて発火、設備の一部を焼損した。損害額は約10万円。

この製造所はパルプ廃液を蒸留し、高級脂肪酸を留出している。出火したのは屋外の蒸留プラントのうち蒸留塔に付属しているリボイラーで、頂部にあるフランジのボルトが老朽していたためにゆるみ、粗製脂肪酸がふき出して保温材に含浸して発火した。

すでによく知られているように、油かす、油を吸ったぼろ布等が自然発火するのは、油脂の不飽和性が原因である。この不飽和基の多少を表すのによく素価(100gの油脂の不飽和基を飽和するに要するよう素のg数)を用い、一般によく素価の大きいほど自然発火の危険性も大きい。植物油で一例をみると次表のとおりである。

この製造所で留出している脂肪酸(油脂の成分)は、リノール酸およびオレイン酸を主成分にパルミチン酸、リノレン酸その他の混合物で、よう素価は135~150、発火点はおよそ400°Cである。



楽しい語らい幸せな微笑み

—ヤマト消火器のある家庭

**YAMATO**

ヤマト消火器株式会社

大阪市東成区深江北1-7-11 TEL(976)0701

| 植物油   | よう素価    | 引火点<br>(°C) | 発火点<br>(°C) |
|-------|---------|-------------|-------------|
| オリーブ油 | 70~90   | 225         | 343.3       |
| ひまし油  | 81~86   | 229.4       | 448.9       |
| なたね油  | 97~107  | 162.8       | 446.3       |
| 綿実油   | 101~121 | 252.2       | 343.3       |
| だいす油  | 121~124 | 282.2       | 447         |
| きり油   | 155~175 | 288.9       | 456.8       |
| あまに油  | 170~204 | 222.2       | 343.3       |

しかし、これらの油脂がそのままの状態で自然発火することはなく、自然発火の条件が必要である。酸化されやすい状態すなわち空気との接触面積が大きく、酸化熱が蓄熱されるような条件にあると自然発火しやすい。つまりこの火災のように、保温材（岩綿およびパーライト）に含浸した、しかも保温（約310°C）されていたことはこの上ない件が揃っていたわけである。

### フロートスイッチ故障

#### サービスタンクより重油1万立流出

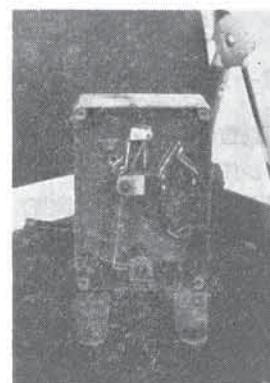
2月23日夜間、枚方市中小企業団地内のT社重油供給設備から、重油約10,000ℓが流出、淀川に流れ込んで大騒ぎとなった。

同社には19,500ℓの重油タンクと650ℓのサービスタンクが設置され、メインタンクからサービスタンクへの送油は、サービスタンクに取付けたフロート式液面自動制御装置により、ギヤポンプの原動機が自動的に作動する仕組みになっていた。

ところがこのフロート式装置が故障し原動機が可動しないとなり、原油がサービスタンクからオーバーフローし

たものである。翌朝河川に流出したのを発見したときはすでに10,000ℓの重油が流出した後であった。

オーバーフロー直接の原因はフロート式装置の故障で、装置内部の止ネジがはずれていたため装置が異常な働きをし、接点が(入)の状態のままになっていた。



### 多い旧標識

#### 名神でローリーの一斎検査

名神高速茨木インターチェンジで行われた車両防火診断で、危険物タンクローリー24台、高圧ガス5台が検査をうけ、次のような持示件数があった。なかでもローリーの標識が法令改正による新標識に替えていなかったものが約半数もみうけられた。

##### 1. タンクローリー

|            |     |
|------------|-----|
| 消火器整備不良    | 3件  |
| 標識不良(旧のもの) | 10件 |
| 許可危険物外のもの  | 2件  |
| 緊急停止装置不良   | 3件  |
| 完成検査証不持    | 2件  |
| 危険物取扱者不在   | 1件  |
| 計          | 16件 |

##### 2. 高圧ガス車

|         |    |
|---------|----|
| 消火器装備不良 | 1件 |
| 警戒標示不良  | 2件 |
| 計       | 3件 |

### あらゆる消防設備・設計・施工

非常扉の自動開錠装置  
防火扉・危険物貯蔵所等の自動閉鎖装置  
泡・ガス・エアーホーム消火装置 } YMオートアンロック

YM式オートアンロック西日本総括  
齊田式救助袋 近畿地区  
日本ドライケミカル(株)  
ヤマト消火器(株) } 代理店

株式会社  
三和商会  
TEL 06 (443) 2456

## 港署長に本田氏

大阪市も幹部級人事異動発令

### 消防監の部

▷任消防監指導課長・米谷重雄（指導課長）▷防災設備課長・恩田一則（予防課長）

### 司令長の部

▷総務部主幹・黒田義信（旭署長）▷警防部予防課長・森田耕市（警防部主幹）▷警防部主幹・吉川幸一郎（港署長心得）▷警防部主幹・国貞拳吾（北副署長）▷此花消防署長・佐藤利生（此花署長心得）▷港消防署長・本田勝彦（東副署長）▷旭消防署長・井上雅美（南副署長）▷水上消防署長・中渡瀬宣男（総務部主幹）

### 退職者

水原勝次（水上署長）

## 大阪府消防防災課長に麻埜氏

大阪府では昭和47年度の人事異動を発令したが、消防防災課長大塚氏は消防学校長に栄転、後任に麻埜氏が就任した。

▷消防防災課長・麻埜五郎（土木部港湾課参事）  
▷消防防災課長代理・中谷啓一郎（南河内府民センター）

## 名神高速道路車両防火運動

名神高速道路沿線消防本部は高速道路における車両火災の防止を期すため、4月18日、19日の両日、午前10時から午後3時まで各インターチェンジ入口において車両防火診断・防火リーフレットの配付など車両防火運動を行なった。

## 岸和田円火災予防協会第24回総会

同市協会では昭和47年度総会を4月11日岸和田商工会議所で開催、46年度事業報告、決算承認、47年度予算案承認事業計画を審議した。

## 近隣府県でも近く実施

甲種や丙種については奈良県、京都府、兵庫県でも次により試験が実施されるので、これを利用されてもよい。

- <奈良> 甲種、乙種、丙種 6月4日  
(受付 5.8~5.12) (電話0722-23-6111)
- <京都> 乙種4類、丙種 6月4日  
(受付 5.8~5.12) (電話075-451-8111)
- <兵庫> 乙種4類、丙種 6月11日  
(受付 5.1~5.10) (電話078-341-7711)

## 大阪市危険物品協会々長に

## 大ガス専務武藤幸之介氏

大阪市危険物品協会では昭和47年度の役員会（総会）を4月17日ガスピル会議室で開催①昭和46年度事業報告、昭和46年度決算報告、②昭和47年度事業計画案、予算案審議可決、③会則一部改正、④役員改選を行った。

役員改選で、新会長には大阪瓦斯株式会社専務取締役武藤幸之介氏が選出された。

また同協会の新年度の主な事業計画をみると。

- ① 災害研究、法令対策、品名整備の3委員会を運営
- ② 災害事例集（第2集）、危険物一覧表を編集発刊、会員に配布
- ③ 受験準備もぎテストを実施
- ④ 講演、懇談会を年間4回実施
- ⑤ 毎月危険物新聞を配布
- ⑥ 申請書類の代願
- ⑦ その他

## 安 全 講 習（貝塚）

貝塚市危険物品保安協会では消防署と共に3月30日午後1時から貝塚産業会館で、危険物取扱者安全講習を行った。

大阪市より松穂危険物係長を講師として招へい、①改正法について②危険物災害事例の講話があり、続いて、映画『くらしのなかの危険物』を観賞した。

## 忠岡町防火協力会定期総会

忠岡町防火協力会では昭和47年度定期総会を、4月24日同市公民会館で開催、①46年度事業報告と決算報告、②47年度事業計画案と予算審議、続いて懇親会を催した。

## 茨木消防・異動

4月15日付茨木市消防本部では人事異動を発令。関係幹部次のとおり。

- ▷予防課長中井和雄（旧警備課長）▷危険物係長才脇芳喜（危険物係主任）

## 消防写真協力会発足（河内長野）

河内長野市に居住する写真愛好家23名が、自主的に火災救急現場その他広く消防活動の広報に協力しようと、消防写真協力会を結成した。

会長には神木專二氏が選れ、事務局には外山フォートがあてられる。

なお同市消防本部では委嘱状と警戒区域立入証を交付した。